

選告示第67号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和8年8月6日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

別表中「

33,661
310,377

」を「

33,654
310,332

」に、「

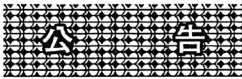
44,573

」を「

44,453

」に改める。

選挙管理委員会



公告

長野県霧ヶ峰自然保護センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和8年8月6日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施設の概要等

(1) 名 称

長野県霧ヶ峰自然保護センター

(2) 所在地

長野県諏訪市四賀霧ヶ峰7718－9

(3) 設置目的

自然公園の保護及び適正な利用を推進し、並びに自然体験活動の機会を提供することを目的としています。

(4) 施設の概要

建築年月	昭和48年8月
構 造	鉄筋コンクリート造 平屋
敷地面積	2,073.4㎡
延床面積	575.0㎡
主な施設	展示室等（長野県霧ヶ峰自然保護センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県霧ヶ峰自然保護センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書によります。）。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 自然公園の保護及び適正な利用の推進並びに自然体験活動の機会の提供に資する事業の企画及び実施に関する業務

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当する者ではないこと。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県環境部自然保護課（郵便番号380-8570（長野県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/shiteikanri/index.html>

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県環境部自然保護課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

令和8年8月6日（木）から9月25日（金）午後5時まで

6 現地説明会の開催

長野県霧ヶ峰自然保護センターの施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

令和8年8月21日（金）午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所

長野県霧ヶ峰自然保護センター

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、令和8年8月14日（金）午後5時までに、募集要項に定める現地説明会参加申込書に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより長野県環境部自然保護課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県自然公園施設指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、応募者が多数あった場合には、選定会議による候補者選定の前に予備審査を行い、選定会議の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県環境部自然保護課（電話026（235）7180）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

自然保護課

公告

長野県立御嶽山ビジターセンターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和 8 年 8 月 6 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施設の概要等

(1) 名 称

長野県立御嶽山ビジターセンター

(2) 所在地

長野県木曽郡王滝村田の原3162

(3) 設置目的

自然公園の保護及び適正な利用を推進し、並びに自然体験活動の機会を提供することを目的としています。

(4) 施設の概要

建築年月	令和 4 年 9 月
構 造	鉄筋コンクリート造 平屋
敷地面積	3,209㎡
延床面積	498.3㎡
主な施設	展示室等（長野県立御嶽山ビジターセンター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日までの 5 年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県立御嶽山ビジターセンター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書によります。）。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 自然公園の保護及び適正な利用の推進並びに自然体験活動の機会の提供に資する事業の企画及び実施に関する業務

(3) 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項各号に該当する者ではないこと。

(2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年 3 月25日付け 22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年 3 月18日付け 22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 地方自治法第244条の 2 第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。

(4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第 6 条第 1 項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県環境部自然保護課（郵便番号380－8570（長野県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692－2）で交付します。

なお、長野県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/shiteikanri/index.html>

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県環境部自然保護課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前 3 年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若

- しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

令和8年8月6日（木）から9月25日（金）午後5時まで

6 現地説明会の開催

長野県立御嶽山ビジターセンターの施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

令和8年8月31日（月）午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所

王滝村役場

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、令和8年8月24日（月）午後5時までに、募集要項に定める現地説明会参加申込書に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより長野県環境部自然保護課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県自然公園施設指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、応募者が多数あった場合には、選定会議による候補者選定の前に予備審査を行い、選定会議の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県環境部自然保護課（電話026（235）7180）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報とは、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

自然保護課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年8月6日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A木曽総合施設

木曽郡木曽町福島2872番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

木曽農業協同組合

木曽郡木曽町福島2800

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,703平方メートル

（変更後）2,042平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

	位置	収容台数（台）
1	③－1建物配置図（変更前）駐車場A	61
2	③－1建物配置図（変更前）駐車場B	13

合計	74
----	----

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	③－2建物配置図(変更後)駐車場A	79
2	③－2建物配置図(変更後)駐車場B	6
合計		85

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数(台)
③－1建物配置図(変更前)駐輪場A	6

(変更後)

位置	収容台数(台)
③－2建物配置図(変更後)駐輪場A	6

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

	位置	容量(m³)
1	③－1建物配置図(変更前)廃棄物等保管施設A1	18
2	③－1建物配置図(変更前)廃棄物等保管施設A2	14
合計		32

(変更後)

	位置	容量(m³)
1	③－2建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設A1	7
2	③－2建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設A2	4
3	③－2建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設A3	11
4	③－2建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設B	8
5	③－2建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設C	1
合計		31

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和9年3月8日

5 届出年月日

令和8年7月7日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は木曽地域振興局企画振興・商工課

7 縦覧の期間

令和8年8月6日から令和8年12月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は木曽地域振興局企画振興・商工課

公告

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

令和8年8月6日

長野県知事 阿部 守一

1 試験日時

令和8年10月9日(金) 午前10時から正午まで

2 試験場所

長野県安曇野庁舎 講堂(安曇野市豊科4960-1)

3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項。)

4 出題形式

選択式筆記試験とします。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)及び技術問題15問(5問の必須問題と、10問から5問を選択して解答する選択問題)とします。

5 受験手続

(1) ながの電子申請サービスによるオンライン申請となります。

ア 受験願書はオンラインによる申請となります。紙による願書は使用いたしません。ながの電子申請サービス(https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_initDisplay)にアクセスし、申請者情報の必須項目を入力してください。

イ 写真(縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した無帽の正面上半身像をデータ(jpeg、jpg、gif、pngのいずれかの形式)で添付)

(2) 受験手数料

受験手数料(8,100円)は、ながの電子申請サービスによるオンライン決済となります。支払方法は、クレジットカード、PayPay、Pay-easyのいずれかとなります。

(3) 受付期間

令和8年8月31日(月)から9月15日(火)の午後5時までに申請手続きを完了してください。

6 合格発表

令和8年10月30日(金)以降に長野県ホームページに掲載します。

7 合格基準

合格基準については、試験終了後に公表します。

8 その他

(1) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課(電話026-235-7308)までお願いします。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課